短 期 入 所 利 用 料 金 表

特別養護老人ホーム健老園
併設型ユニット型個室　令和8年8月1日

【短期入所生活介護(要介護1～5)　　介護予防短期入所生活介護(要支援1･2)】

◆ 利用料金　　[地域単価(1単位あたり)=10.17]

1割負担

要介護度	基本ｻｰﾋﾞｽ費	食 費(日額)	居住費	負担割合 1割 計(日額)
要支援 1	529単位	1,700	3,940	6,178
要支援 2	656単位	1,700	3,940	6,308
要介護 1	704単位	1,700	3,940	6,356
要介護 2	772単位	1,700	3,940	6,426
要介護 3	847単位	1,700	3,940	6,502
要介護 4	918単位	1,700	3,940	6,574
要介護 5	987単位	1,700	3,940	6,644

2割負担

要介護度	基本ｻｰﾋﾞｽ費	食 費(日額)	居住費	負担割合 2割 計(日額)
要支援 1	529単位	1,700	3,940	6,716
要支援 2	656単位	1,700	3,940	6,976
要介護 1	704単位	1,700	3,940	7,072
要介護 2	772単位	1,700	3,940	7,212
要介護 3	847単位	1,700	3,940	7,364
要介護 4	918単位	1,700	3,940	7,508
要介護 5	987単位	1,700	3,940	7,648

3割負担

要介護度	基本ｻｰﾋﾞｽ費	食 費(日額)	居住費	負担割合 3割 計(日額)
要支援 1	529単位	1,700	3,940	7,254
要支援 2	656単位	1,700	3,940	7,644
要介護 1	704単位	1,700	3,940	7,788
要介護 2	772単位	1,700	3,940	7,998
要介護 3	847単位	1,700	3,940	8,226
要介護 4	918単位	1,700	3,940	8,442
要介護 5	987単位	1,700	3,940	8,652

※食費の内訳
朝食:380(円)　昼食:610(円)　おやつ:100(円)　夕食:610(円)

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。
→看護体制加算、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算
(介護予防はなし)、生産性向上推進体制加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ
を算定しております。

◆利用料金(補足給付)　　【短期入所生活介護(要介護1～5)】

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります
(市町村への申請が必要です。)
(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要介護 1	704単位	1,360	1,470	3,546
要介護 2	772単位	1,360	1,470	3,616
要介護 3	847単位	1,360	1,470	3,692
要介護 4	918単位	1,360	1,470	3,764
要介護 5	987単位	1,360	1,470	3,834

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要介護 1	704単位	1,030	1,370	3,116
要介護 2	772単位	1,030	1,370	3,186
要介護 3	847単位	1,030	1,370	3,262
要介護 4	918単位	1,030	1,370	3,334
要介護 5	987単位	1,030	1,370	3,404

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80.9万円を超え120万円以下の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要介護 1	704単位	600	880	2,196
要介護 2	772単位	600	880	2,266
要介護 3	847単位	600	880	2,342
要介護 4	918単位	600	880	2,414
要介護 5	987単位	600	880	2,484

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80.9万円以下の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要介護 1	704単位	300	880	1,896
要介護 2	772単位	300	880	1,966
要介護 3	847単位	300	880	2,042
要介護 4	918単位	300	880	2,114
要介護 5	987単位	300	880	2,184

【該当要件】
・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。
→看護体制加算、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算
(介護予防はなし)、生産性向上推進体制加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ を算定しております。

◆利用料金(補足給付)　　【介護予防短期入所生活介護(要支援1・2)】

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります
（市町村への申請が必要です。）
（介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。）

利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要支援1	529単位	1,360	1,470	3,368
要支援2	656単位	1,360	1,470	3,498

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要支援1	529単位	1,030	1,370	2,938
要支援2	656単位	1,030	1,370	3,068

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80.9万円を超え120万円以下の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要支援1	529単位	600	880	2,148
要支援2	656単位	600	880	2,148

【該当要件】

・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80.9万円以下の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食 費	居住費	計(1日・円)
要支援1	529単位	300	880	1,848
要支援2	656単位	300	880	1,848

【該当要件】
・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方

・配偶者が住民税非課税

・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。
→看護体制加算、機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算、生産性向上推進体制加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ を算定しております。

加算及び単位数一覧表

特別養護老人ホーム健老園
併設型ユニット型個室　　令和8年6月1日改定

・併設型ユニット型短期入所生活介護費（ユニット型個室）　（単位/日）

要支援1:529単位	（連続31日以上）要支援1:503単位	
要支援2:656単位	要支援2:623単位	
要介護1:704単位	（連続61日以上）要介護1:670単位	
要介護2:772単位	要介護2:740単位	
要介護3:847単位	要介護3:815単位	
要介護4:918単位	要介護4:886単位	
要介護5:987単位	要介護5:955単位	

・生活相談員配置等加算:13単位/日
・生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位/月　（Ⅱ）200単位/月
　個別機能訓練で100単位/月
・機能訓練体制加算:12単位/日　（機能訓練指導員を1人以上配置）
・個別機能訓練加算:56単位/日
・夜勤職員配置加算（ユニット型、介護予防はなし）（Ⅱ）:18単位　（Ⅳ）:20単位
・看護体制加算（単位/日）　※介護予防はなし
　看護体制加算（Ⅰ）:4単位
　看護体制加算（Ⅱ）:8単位
　看護体制加算（Ⅲ）ロ:6単位　（Ⅳ）ロ:13単位
・若年性認知症利用者受入加算:　120単位/日
・認知症行動・心理症状緊急対応加算:200単位/日額
・医療連携強化加算（予防はなし）:58単位/日
・緊急短期入所受入加算:90単位/日※介護予防はなし
　（7日まで算定可、やむを得ない事情がある場合は14日を限度）
・療養食加算:　8単位/回　※1日3回を上限
・認知症専門ケア加算:（Ⅰ）3単位/日　（Ⅱ）4単位/日
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）:22単位　（Ⅱ）:18単位　（Ⅲ）:6単位
・看取り連携体制加算:64単位/日
　（死亡日及び死亡日全30日以下　に限り）
・口腔連携強化加算:50単位/回
　（1月に1回限度）
・生産性向上推進体制加算:（Ⅰ）100単位/月　（Ⅱ）10単位/月
・介護職員等処遇改善加算
　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（<基本サービス費+各種加算合計>×16.3%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（<基本サービス費+各種加算合計>×17.6%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（<基本サービス費+各種加算合計>×15.9%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（<基本サービス費+各種加算合計>×17.2%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（<基本サービス費+各種加算合計>×13.6%/月）
　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（<基本サービス費+各種加算合計>×11.3%/月）

・送迎加算:　片道につき184単位